

**【Q & A】マイナンバー収集****【全般・目的】**

- 問 1 - 1 なぜこのようなリストを送付するのか。
- 問 1 - 2 マイナンバーの提出を求める行為はどのような権限に基づいて行っているのか。
- 問 1 - 3 マイナンバー確認リストは、必ず提出しなければならないのか。また、マイナンバーの回答を拒否することもできるのか（罰則はあるのか）。
- 問 1 - 4 マイナンバー確認リストを提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのか。
- 問 1 - 5 マイナンバーを提出して、情報が流出する心配はないのか。
- 問 1 - 6 このようなリストは、今後も送付されるのか。

**【実施方法】**

- 問 2 - 1 提出期限後に提出しても問題ないか。
- 問 2 - 2 従業員が遠方におり、提出期限までに一部対象者について確認ができない。確認ができた分だけを先に提出をしてもよいのか。
- 問 2 - 3 マイナンバー確認リストに記載されているのは、70歳以上の従業員（健康保険被保険者）と被扶養者であるが、他の従業員（健康保険被保険者）はなぜ記載されていないのか。
- 問 2 - 4 マイナンバー確認リストに記載されている従業員は既に退職しているが、どうすればよいのか。以前に確認していたマイナンバーは提出するのか。

問 2 - 5 先月、氏名変更届（生年月日、性別、住所の変更を含む）を提出したが、なぜ、マイナンバー確認リストの情報が変更されていないのか。マイナンバー確認リストに記載されている被保険者氏名等（生年月日、性別、対象者氏名等）が相違している場合はどうすればよいか。

問 2 - 6 海外居住者（または短期在留外国人）であり個人番号を持っていないが、どうすればよいか。

問 2 - 7 対象者がマイナンバーの提出を拒否しているが、どうすればよいか。

問 2 - 8 対象者が住民登録をしておらず、マイナンバーを持っていないが、どうすればよいか。

問 2 - 9 対象者が自分のマイナンバーが分からないと言っているが、どうすればよいか。

問 2 - 10 税の手続きなど他の目的として既にマイナンバーを取得している。この場合、協会に対してマイナンバーを提供するためには、改めて利用目的を通知する必要があるのか。

問 2 - 11 新たにマイナンバーを確認する必要があるが、その際の利用目的の通知は、どのようにしたらよいか。

問 2 - 12 新たにマイナンバーを確認する際の本人確認措置は、どのようにしたらよいか。

問 2 - 13 マイナンバー確認リストに 75 歳以上の対象者が掲載されているが、どのようにしたらよいか。

#### 【提出方法】

問 3 - 1 記入（入力）が終わったマイナンバー確認リストは、どこに提出すればよいか。

問 3 - 2 返信用封筒（特定記録郵便）はなぜ郵便局窓口を持ち込まないといけないのか。

問 3 - 3 マイナンバー確認リストは、協会けんぽの支部に提出してもよいのか。

問 3 - 4 返信用封筒を紛失してしまったが、協会けんぽへの提出はどのように行えばよいのか。

問 3 - 5 目隠しシールを紛失してしまったが、どのように提出すればよいのか。

問 3 - 6 マイナンバー確認リストの記入（入力）を間違えてしまったが、どうすればよいのか。

問 3 - 7 （電子媒体送付事業所より）紙媒体でリストを提供いただけないか。

問 3 - 8 マイナンバー確認リスト（電子媒体）のパスワード通知書を紛失してしまったので、再度送付してほしい。

問 3 - 9 マイナンバー確認リスト（電子媒体）のパスワード通知書が届かない。

問 3 - 10 指定されたパスワードでファイルが開かないが、どうすればよいのか。

#### 【その他】

問 4 - 1 収集・提供したマイナンバーに誤りがあった場合、事業主に責任は及ぶか。

問 4 - 2 （電子媒体送付事業所より）返送用 CD - R を提出したが、手元にある対象者格納分 CD - R はどのようにしたらよいのか。

## 【全般・目的】

問 1 - 1 なぜこのようなリストを送付するのか。

(答)

- ・ 協会けんぽでは、法令に基づき、現在、被保険者及び被扶養者の被保険者証の記号・番号とマイナンバーを結びつけることによって、高額療養費などの添付書類の省略を可能としています。更に、今後は政府によるオンラインサービス（以下「マイナポータル」という。）を活用した健康データの提供など、加入者の皆さまの利便性向上を図る取組みを進めてまいります。
- ・ このため、今回の確認対象者のマイナンバーをご回答いただけなかった場合は、引き続きご自分で必要書類を取り寄せ、添付することが必要になるとともに、マイナポータルを活用したサービスの利用ができなくなる可能性があります。

問 1 - 2 マイナンバーの提出を求める行為はどのような権限に基づいて行っているのか。

(答)

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）第 14 条、健康保険法第 197 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、実施しています。

【参考】

○ マイナンバー法第 14 条

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

○ 健康保険法第 197 条

（報告等）

第百九十七条 保険者（厚生労働大臣が行う第五条第二項及び第二百二十三条第二項に規定する業務に関しては、厚生労働大臣。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する事業主に、第四十八条に規定する事項以外の事項に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

2 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

問 1 - 3 マイナンバー確認リストは、必ず提出しなければならないのか。また、マイナンバーの回答を拒否することもできるのか（罰則はあるのか）。

(答)

- ・ 任意の協力依頼であることから、マイナンバー確認リストの未提出やマイナンバーの回答を拒否したことによる罰則等はありませんが、確認対象者のマイナンバーが確認できないこととなるため、高額療養費などの申請時の添付書類の省略ができないことや今後導入を予定しているマイナポータルを活用したサービスの利用ができなくなる可能性があります。
- ・ 事業主様におかれましては、事業の趣旨をご理解の上、何卒、ご協力をお願いいたします。

問 1 - 4 マイナンバー確認リストを提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのか。

(答)

- ・ 協会けんぽでは、被保険者及び被扶養者の被保険者証の記号・番号とマイナンバーを結びつけることによって、高額療養費などの申請時の添付書類の省略ができることやマイナポータルを活用したサービスの提供等、加入者の皆様の利便性向上を図る取組の実施を予定しております。
- ・ そのため、対象者のマイナンバーをご回答いただけなかった場合は、引き続きご自分で必要書類を取り寄せ、添付することが必要になるとともに、マイナポータルを活用したサービスの利用ができなくなる可能性があります。

問 1 - 5 マイナンバーを提出して、情報が流出する心配はないのか。

(答)

- ・ 協会けんぽでは、お客様の大切な個人情報を守るため、システム面では個人情報をインターネットから完全に分離された領域で管理・運用する等の技術面の対策、人的面では職員の教育研修、文書管理の徹底等を図ることで、高いレベルのセキュリティ体制を確立しております。
- ・ お客様のマイナンバーについては、マイナンバー法に定められた健康保険の業務範囲内のみで利用するとともに、適切な保管・管理に万全を期してまいります。

問 1 - 6 このようなリストは、今後も送付されるのか。

(答)

- ・ 協会けんぽでは、マイナポータルを活用した健康データの提供など、加入者の皆さまの利便性向上を図る取組みを進めており、事業を実施する上で、引き続きマイナンバーが確認できていない加入者の解消に向けた対応を行っていく必要があると考えていますが、時期やその方法については検討中です。
- ・ このため、今回送付しているリストで対象者のマイナンバーをご提供いただきますよう、事業主様のご理解・ご協力の程よろしく願いいたします。

#### 【実施方法】

問 2 - 1 提出期限後に提出しても問題ないか。

(答)

- ・ 可能な限り、提出期限内の回答へのご協力をお願いいたします。

#### 【参考】

提出期限内の回答が困難な場合は、提出期限後の回答についても、受理いたします。

問 2 - 2 従業員が遠方におり、提出期限までに一部対象者について確認ができない。確認ができた分だけを先に提出をしてもよいのか。

(答)

- ・ マイナンバー確認リストは、まとめてご提出をお願いいたします。また、可能な限り、提出期限内の回答へのご協力をお願いいたします。

問 2 - 3 マイナンバー確認リストに記載されているのは、70歳以上の従業員（健康保険被保険者）と被扶養者であるが、他の従業員（健康保険被保険者）はなぜ記載されていないのか。

(答)

- ・ 今回お送りしたリストには、平成 30 年 3 月 5 日より前に日本年金機構に資格取得届、被扶養者異動届を提出された方で、平成 30 年 5 月 17 日時点において、協会けんぽがマイナンバーを把握していない方について、記載しています。
- ・ リストに記載のない方については、協会けんぽにおいて既にマイナンバーが確認できております。
- ・ 今後、マイナンバーが確認できていないことが判明した従業員（健康保険被保険者）及び被扶養者については、別途、マイナンバーの確認をお願いすることがあります。

【参考①】

- ・ 協会けんぽにおいては、マイナンバー法第 14 条第 2 項の規定に基づき、協会けんぽが保有する氏名、生年月日等の情報を用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から該当するマイナンバーの提供を受けることで、健康保険証の記号・番号とマイナンバーを結びつける作業を事前に実施しており、既にマイナンバーが確認できている加入者については、マイナンバー確認リストによる確認対象者に含まれていません。

【参考②】

- ・ 70歳未満の従業員（厚生年金被保険者）については、日本年金機構において、氏名、生年月日等の情報を用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から該当するマイナンバーの提供を受けています。当該従業員については、健康保険の被保険者でもあることから、マイナンバー法第 14 条第 1 項の規定に基づき、日本年金機構にて収集したマイナンバーの提供を受けています。



問 2 - 4 マイナンバー確認リストに記載されている従業員は既に退職しているが、どうすればよいか。以前に確認していたマイナンバーは提出するのか。

(答)

- ・ このリストは平成 30 年 5 月 17 日時点のデータに基づき作成しております。お手数をおかけして申し訳ございませんが、リストに記載されている被保険者が既に退職している場合や被扶養者が削除となっている場合は、「マイナンバーを記入（入力）できない理由」欄に記載されている「1. 資格喪失（扶養削除）済みのため」に○（丸印）を記入（電子媒体の場合は該当項目を選択）した上で、ご提出をお願いします。

問 2 - 5 先月、氏名変更届（生年月日、性別、住所の変更を含む）を提出したが、なぜ、マイナンバー確認リストの情報が変更されていないのか。マイナンバー確認リストに記載されている被保険者氏名等（生年月日、性別、対象者氏名等）が相違している場合はどうすればよいか。

(答)

- ・ リストに記載のある被保険者氏名等の情報は、事業主様から日本年金機構に届出をいただいている内容であり、平成 30 年 5 月 17 日時点のデータに基づき作成しております。
  - ・ 氏名変更届等の提出日によっては、日本年金機構において 5 月 17 日時点で未処理となっている場合があります。そのような場合は、処理が完了次第、届出内容に基づき変更されますので、再度の氏名変更届等の届出は不要ですが、このたびのマイナンバー確認リストにつきましては、ご提出をお願いします。
  - ・ また、氏名変更届等を届出いただいていない場合には、速やかに日本年金機構に届出をお願いします。
- ※ 届出の処理状況については、日本年金機構にご確認をお願いします。

問 2 - 6 海外居住者（または短期在留外国人）であり個人番号を持っていないが、どうすればよいか。

(答)

- ・ リストに記載されている対象者が、日本国内に住民票がなく、マイナンバー制度の対象外となる場合は、「2. 日本国内に住民票が無いため」に○（丸印）を記入（電子媒体の場合は該当項目を選択）した上で、ご提出をお願いします。

問 2 - 7 対象者がマイナンバーの提出を拒否しているが、どうすればよいか。

(答)

- ・ マイナンバー確認リストによるマイナンバーの回答依頼は、マイナンバー法第 14 条、健康保険法第 197 条第 1 項及び第 2 項に基づき、実施しています。

【事業主がマイナンバーを把握している場合】

- ・ 過去にマイナンバーを把握した際、本人に対して示した利用目的の中に「健康保険の事務手続き」が含まれている場合は、従業員様の了承が不要であるため、マイナンバー確認リストによりマイナンバーの情報提供をお願いします。

【事業主がマイナンバーを把握していない場合】

- ・ 任意の協力依頼であることから、マイナンバーの回答を拒否したことによる罰則等はありませんが、確認対象者のマイナンバーが確認できないこととなるため、高額療養費などの申請時の添付書類の省略ができないことや今後導入を予定しているマイナポータルを活用したサービスの利用ができなくなる可能性があります。
- ・ お手数ですが、従業員様等に対して、再度事業の趣旨をご説明の上、マイナンバーの回答へのご理解・ご協力の案内をお願いいたします。

問 2 - 8 対象者が住民登録をしておらず、マイナンバーを持っていないが、どうすればよいか。

(答)

- ・ 住民基本台帳法において、転入等を行った者は、14 日以内に氏名、住所等を市区町村長に届け出なければならないこととされており、日本に居住している場合（短期在留外国人を除く。）は、住民登録を行う必要があります。そのため、お住まいの市区町村役場にて住民登録を行った上で、マイナンバーの回答を行っていただくようお願いいたします。

問 2 - 9 対象者が自分のマイナンバーが分からないと言っているが、どうすればよいか。

(答)

- ・ ご自身のマイナンバーを確認する方法は、「①通知カード又はマイナンバーカードの再発行」「②マイナンバー記載の住民票の写しの発行」の2通りが考えられます。通知カードなどの再発行は時間がかかることから「②マイナンバー記載の住民票の写しの発行」の方が早くご自身のマイナンバーを知ることができます。詳しくは、お住まいの市区町村役場にお尋ねください。

問 2 - 10 税の手続きなど他の目的として既にマイナンバーを取得している。この場合、協会に対してマイナンバーを提供するためには、改めて利用目的を通知する必要があるのか。

(答)

- ・ 過去に従業員などからマイナンバーの提供を受けた際に「税の手続き」など利用目的を限定しておらず、例えば「社会保障・税の手続き」など健康保険関係事務においてもマイナンバーを利用することが含まれていた場合は、改めて利用目的の通知または公表をしていただく必要はありません。

問 2 - 11 新たにマイナンバーを確認する必要があるが、その際の利用目的の通知は、どのようにしたらよいか。

(答)

- ・ 口頭、社内メールや社内掲示板への掲載などの方法により、利用目的を本人に通知、または公表することが必要です。
- ・ 対象者が被保険者の場合は、事業主から被保険者に利用目的を通知し、対象者が被扶養者の場合は、被保険者から被扶養者に利用目的の通知をお願いします。

問 2 - 12 新たにマイナンバーを確認する際の本人確認措置は、どのようにしたらよいか。

(答)

- ・ 本人確認措置については、正確性を期すために、原則として「番号確認」と「身元確認」が必要です。マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードにてご確認いただき、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、それぞれ必要な書類をご確認ください。
- ・ 対象者が被保険者の場合は、事業主が被保険者に対して本人確認措置を行い、対象者が被扶養者の場合は、被保険者から被扶養者に本人確認措置を行ってください。
- ・ なお、「番号確認」と「身元確認」に要した書類は協会に対してご提出いただく必要はありません。

【参考】

○マイナンバーカードがあれば、番号確認及び身元確認の両方を同時に行えます。

○番号確認

- ①個人番号通知カード、②マイナンバーの記載のある住民票、③マイナンバーの記載のある住民票記載事項証明書のいずれか 1 つ。

○身元確認

- ①運転免許証、②パスポート、③その他官公署が発行する写真つき身分証明書のいずれか 1 つ。

※身元確認において、これらの書類がない場合には、①健康保険証、②年金手帳、③児童扶養手当証書、④公的機関から発送された書類（氏名、生年月日または住所が記載されているもの）のうちいずれか 2 つ以上の書類をご確認ください。

問 2 - 13 マイナンバー確認リストに 75 歳以上の対象者が記載されているが、どのようにしたらよいか。

(答)

- ・ このたびのマイナンバー収集業務については、被扶養者及び 70 歳以上の被保険者に係るマイナンバー未取得者を抽出していることから、75 歳以上の対象者が掲載されている場合があります。
- ・ 通常、75 歳に到達された場合、後期高齢者医療保険に加入いただくこととなりますが、日本に住民票がなく海外に居住されている場合は、75 歳を超えられた方も協会けんぽの加入者になることがあります。
- ・ そのため、当該対象者が日本に住民票がなく海外に居住されている方かどうかを確認いただき、その結果、海外に居住されている方であれば、「2. 日本国内に住民票が無いため」に○（丸印）を記入（電子媒体の場合は該当項目を選択）した上で、ご提出をお願いします。
- ・ その他の理由がございましたら、「3. その他」に○（丸印）を記入（電子媒体の場合は該当項目を選択）した上で、その他の理由の記入をお願いします。

#### 【提出方法】

問 3 - 1 記入（入力）が終わったマイナンバー確認リストは、どこに提出すればよいか。

(答)

- ・ マイナンバー確認リストと一緒に同封している返信用封筒により、「全国健康保険協会（私書箱）」宛てに送付してください。
- ・ また、マイナンバー確認リストに対象者のマイナンバーをご記入（入力）の上、ご提出いただくこととなるため、情報セキュリティの観点から、返信用封筒を特定記録郵便（追跡可能な送付手段）としております。お手数をおかけしますが、ご提出の際は、お近くの郵便局窓口へお持ち込みください。

問 3 - 2 返信用封筒（特定記録郵便）はなぜ郵便局窓口を持ち込まないといけないのか。

（答）

- ・ 今回お送りしましたマイナンバー確認リストは、対象者のマイナンバーをご記入（入力）の上、ご提出いただくこととなるため、情報セキュリティの観点から、返信用封筒を特定記録郵便（追跡可能な送付手段）としております。
- ・ 特定記録郵便については、受付記録として郵便局の窓口で受領証が発行されるため、お手数をおかけしますが、提出期限までに返信用封筒（特定記録郵便）により、郵便窓口へお持ち込みくださいますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

問 3 - 3 マイナンバー確認リストは、協会けんぽの支部に提出してもよいのか。

（答）

- ・ 協会けんぽ支部に提出していただくことも可能ですが、「全国健康保険協会（私書箱）」宛てにご提出いただくほうが協会けんぽでの登録作業を早く進めることが出来ることから、同封の返信用封筒による提出にご協力をお願いします。

問 3 - 4 返信用封筒を紛失してしまったが、協会けんぽへの提出はどのように行えばよいか。

（答）

- ・ 協会けんぽ支部から返信用封筒をお送りいたしますので、ご利用ください。
- ・ お急ぎの場合やご自身で封筒を用意される場合は、全国健康保険協会マイナンバー確認事務局（〒100-8782 日本郵便株式会社銀座郵便局郵便私書箱第 155 号）宛てにご提出願います。
- ・ また、マイナンバー確認リストは、マイナンバーを含む対象者等の個人情報に記載されています。大変恐れ入りますが、特定記録郵便等、追跡可能な送付手段による提出へのご協力をお願いいたします。

問 3 - 5 目隠しシールを紛失してしまったが、どのように提出すればよいか。

(答)

- ・ 協会けんぽ支部から目隠しシールをお送りいたしますので、ご利用ください。
- ・ お急ぎの場合は、ご記入いただいたマイナンバー確認リストを別用紙（白紙等）に挟んだ上で封入いただく、又は記載面を内側にした上で封入いただく等の対応により提出いただくことも可能です。

問 3 - 6 マイナンバー確認リストの記入（入力）を間違えてしまったが、どうすればよいか。

(答)

【紙媒体】

- ・ 間違えた個所を二線抹消、事業主印で訂正印を押印の上、記載欄の余白等、空いている個所に正しく記入してください。

【電子媒体】

- ・ C D - Rに書き込み後、間違いが判明した場合は、新しいC D - Rを協会けんぽ支部からお送りいたしますので、そちらをご利用ください。

問 3 - 7 （電子媒体送付事業所より）紙媒体でリストを提供いただけないか。

(答)

- ・ 記入誤りの防止及び情報セキュリティ（目隠しシールが貼れない）の観点から、原則として電子媒体による対応にご協力をお願いいたします。

問 3 - 8 マイナンバー確認リスト（電子媒体）のパスワード通知書を紛失してしまったので、再度送付してほしい。

（答）

- ・ パスワード通知書を紛失した場合については、紛失の過程で第三者にパスワードが知られている可能性があり、個人情報の流出につながる危険性があることから、パスワード通知書の再交付や電話等でのパスワードの回答は行っていません。
  - ・ パスワード通知書を紛失された場合は、事業主様宛てに新たなパスワードを設定したマイナンバー確認リスト（電子媒体）及びパスワード通知書を送付いたしますので、大変恐れ入りますが、先に送付したマイナンバー確認リスト（電子媒体）については、「パスワード紛失分」とご記入の上、同封の返信用封筒により返却いただくようお願いいたします。
- ※ マイナンバー確認リスト（電子媒体）及びパスワード通知書など、個人情報を含むものを作成・送付する場合は、事業主または事務担当者から支部コード、事業所記号、事業所名称を確認のうえ、宛所不明等の理由により送付できない事業所を除き、原則、協会けんぽで保有している事業所所在地となりますので、ご了承願います。

問 3 - 9 マイナンバー確認リスト（電子媒体）のパスワード通知書が届かない。

（答）

【宛所不明等の理由により協会けんぽ支部に通知書が戻ってきている場合】

事業主様宛てに再度、パスワード通知書を送付させていただきます。支部コード、事業所記号、事業所名称、事業所所在地をご教示ください。

【上記以外の場合】

問 3 - 8 をご確認ください。



問 3 - 10 指定されたパスワードでファイルが開かないが、どうすればよいか。

(答)

- ・ パスワードを入力する際の変換誤り（全角・半角・大文字・小文字等）が考えられます。パスワードを入力する前に、一度 W o r d 上に打ち直した上で正しく入力されているかを確認し、コピー・ペーストでパスワードを貼り付ける等のご対応をお願いします。

【その他】

問 4 - 1 収集・提供したマイナンバーに誤りがあった場合、事業主に責任は及ぶか。

(答)

- ・ ご提供いただいたマイナンバーに記入（入力）誤りがあった場合の罰則規定はありませんが、マイナンバー法第 16 条により、本人からマイナンバーの提供を受けるときは、本人確認（番号確認と身元確認）が義務付けられているほか、個人情報保護法第 19 条により、正確性の確保の努力義務が課されています。

【参考】

○ マイナンバー法第 16 条

（本人確認の措置）

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人場号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けると又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

○ 個人情報保護法第 19 条

（データ内容の正確性の確保等）

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

問 4 - 2 (電子媒体送付事業所より) 返送用 CD - R を提出したが、手元にある対象者格納分 CD - R はどのようにしたらよいか。

(答)

- ・ セキュリティ保護の観点からお手数をおかけいたしますが、事業所様において、粉碎等を行った上で処分をお願いします。